平成２８年（フ）第６７１８号
東京都目黒区目黒本町５丁目１―13
債務者　奈良　一也
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７１９号
東京都板橋区大谷口１丁目８－２―203
債務者　神谷　基
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７２３号
東京都江東区木場５丁目２－６―6001
債務者　市川ひとみ
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７２８号
東京都江戸川区船堀３丁目７―22―407
債務者　戸石　春江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３０号
東京都世田谷区下馬２丁目40―５―401
債務者　渡辺　道子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３１号
東京都北区豊島７丁目８―22―102
債務者　宮城　飛鳥
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３４号
東京都中野区東中野１丁目59―14　第２武ビル302
債務者　浦田　明子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３８号
東京都江戸川区西瑞江３丁目32―14　第３瑞穂コーポ203
債務者　中村亜友香
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３９号
東京都清瀬市松山３丁目23―１―305
債務者　丹羽　純一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２号
栃木県足利市田島町750番地、前住所栃木県足利市五十部町862番地１
債務者　出浦　淳夫
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６５号
栃木県足利市葉鹿町222番地９
債務者　石井　義行
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５２９４号
東京都品川区大井１丁目42―８―302
債務者　高橋　修一
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５５２号
東京都足立区東綾瀬３丁目12―11―203
債務者　田村　朋子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８０９号
東京都大田区久が原１丁目34―11　サンハイムＢ101
債務者　本郷吉昿こと　本郷　吉広
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６８号
東京都八王子市北野町559番地20シャトル飛鳥301号
債務者　菱山　修一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部